

京都市告示第141号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年4月24日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
伏見西部第四 経12号線	伏見区横大路菅本2番地の19地先から 同区横大路楯ノ本50番地の1地先まで	メートル 102.90	メートル 8.20 ~ 16.20

(建設局土木管理部道路明示課)